

## 議 事 録 確 認

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れの交渉経過において、別紙のとおり確認した。

平成30年4月19日

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社  
総務部勤労担当部長 原 潔



東日本旅客鉄道労働組合大宮地方本部  
組 織 部 長 清水 敏



[別 紙]

- (組 合) 労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定の締結において、事業場毎の締結と交渉単位での締結になる。この間超過勤務削減に向けて議論を積み上げてきたことから、今後も職場問題の解決に向けて議論を行うこと。
- (会 社) 今後も引続き適正な労働時間管理に努めていく。なお、東日本旅客鉄道労働組合との労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び休日の労働に関する協定の締結については、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成27年10月1日締結）」に則り取り扱っていく。
- (組 合) 大宮支社企画部門・各課の長時間労働が常態化しているため「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき大宮支社の取り組みを明らかにし、今後も議論経過を踏まえ継続していくこと。
- (会 社) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、会議等で出退勤時の打刻の徹底や36協定の遵守など周知してきたところであり、引続き状況を踏まえた適正な労働時間管理に努めていく。
- (組 合) 大宮支社各系統で常態化している要員不足に踏まえ、要員を確保していくこと。また、グリーンスタッフ採用者について5年間積み上げた技術を継承していくため、グリーンスタッフ社会人採用枠を拡大すると共に、配属を同箇所とすること。
- (会 社) 業務執行体制については、外部環境や内部環境の変化に応じ構築していく考えであり、今後も業務の運営に必要な要員は確保していく。なお、グリーンスタッフ社会人採用については、勤務期間等一定の条件を満たしたグリーンスタッフを対象に選考試験を実施し、合格した者を正社員として採用している。

- (組 合) 南越谷駅で行った超過勤務削減の取り組みについて大宮支社の対策を明らかにすること。また職場の意見を基に改善に努め今後も検証していくこと。
- (会 社) お客さまのご利用状況等を総合的に勘案し、警備員の配置時間等の見直しを行なったところである。なお、今後も駅の状況を踏まえ必要な対応を行っていく考えである。
- (組 合) 労働基準法第34条1項違反発生以降、大宮支社として取り組んできた対策を明らかにすること。また、異常時対応により、安全・安定輸送に向けて休憩時間を割り業務遂行に当たった場合においても、労働基準法第34条1項の趣旨に踏まえた休憩時間が取れる風土を構築するため、職場実態の把握と休憩時間の付与について教育を行うこと。
- (会 社) 労働基準法第34条第1項に規定する休憩の趣旨について、これまでも会議等で再三周知を行ってきたところであり、引続き実態の把握と周知に努めていく考えである。
- (組 合) 3車掌区の時季変更権行使数や年休取得数について取り組んできた具体的な対策と、対策の効果について明らかにすること。また、時季変更権行使数や休日出勤数に改善が見られないさいたま車掌区においては、波動や休日欠行路などの要素を踏まえた現在員の確保など、具体的な対策とすること。
- (会 社) 年間で計画する研修や出張は、業務繁忙等も考慮して実施時期を定めているところであり、各車掌区の年次有給休暇の時季変更権の行使数については減少傾向にある。なお、さいたま車掌区については、不急な出張・研修等について変更を図るなど、引続き箇所状況に合わせた対応をしていく考えである。
- (組 合) 労働時間等見直しガイドラインが改正され、労使間の話合いの機会を整備するため労働時間等設定改善委員会の設置が求められていることから、今後の会社としての考え方を明らかにし、全社員へ周知すること。
- (会 社) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、必要により勤務実態の把握を行っており、引続き、より適正な労働時間の把握と管理を周知徹底していく考えである。なお、現時点では、労働時間等設定改善委員会を設置する予定はない。

(組 合) 労働安全衛生法の趣旨に基づき 50 名以上の事業場において、安全衛生委員会で適正な労働時間管理について審議を行うこと。また、50 名未満の事業場においても、安全衛生推進者が安全と衛生にかかわる事柄の意見を聞く場を設定すること。そして、安全衛生委員会の調査審議事項については、長時間労働による労働者の健康障害の防止や精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立が必要なことから、年休の取得状況等、具体的に問題点を把握しその解決策に向けた審議を行うこと。

(会 社) 安全衛生委員会については、毎月開催されている。50 名未満の事業場については、労働安全衛生法や労働安全衛生規則等の趣旨に則り、現場長が安全又は衛生に関する事項について、安全衛生推進者等から適宜意見を聴く機会を設けることとしている。安全衛生委員会は毎月 1 回以上開催するものであり、長時間にわたる時間外労働による社員の健康障害の防止について議題として取り上げることができることとしている。

(組 合) 平成 30 年 5 月 1 日以降の協定有効期間については、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの 1 年間とすること。

(会 社) 1 日、1 箇月及び 1 箇年の限度時間を定める 36 協定は、公共性のある鉄道輸送事業を安定的に遂行していく観点から 1 年間の有効期間で締結することが適当であると考えている。

(組 合) 実施後に問題点が発生した時は速やかに改善に向けて取り組むこと。

(会 社) 問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成 27 年 10 月 1 日締結）」に則り取り扱っていく。